○農林水産省告示第二千三百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年十二月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県世羅郡世羅町大字小谷字八田原山九五四の三・九五七の三・九五八の三（以上三筆国有林）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二千三百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年十二月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県串間市・児湯郡都農町（以上一市一町国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県都城市美川町一七三三の四〇

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

三　(一)　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県宮崎市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　潮害の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁並びに関係市役所及び都農町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年十二月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　埼玉県秩父市中津川字後山五六二の一（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　埼玉県秩父郡皆野町大字三沢字府地ノ上五一三二の五、五一六六の三

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十二月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十四年二月二十八日農林水産省告示第三百七十六号、昭和五十六年八月十九日農林水産省告示第千二百三十三号（三に係るものに限る。）、昭和六十一年九月十二日農林水産省告示第千五百八十三号（二に係るものに限る。）、昭和六十三年八月三十一日農林水産省告示第千三百二十七号（二に係るものに限る。）、平成六年四月七日農林水産省告示第六百六十五号（四に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び東彼杵町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十二月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十六年五月三十日農林水産省告示第八百号、平成三年十二月十二日農林水産省告示第千四百四十一号（四に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び東彼杵町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十二月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長崎県東彼杵郡東彼杵町千綿宿郷字小野一六九二・一七〇〇の二・一七〇〇の一四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一六九三の一、一六九三の二、一六九三の四、一六九四、一六九五の一、一六九六の一、一六九六の二、一六九七の一、一六九八の一、一六九八の二、一七〇〇の一、一七〇〇の六、一七〇〇の一三、一七〇一、一七〇二、一七〇三の一、一七〇三の二から一七〇三の三まで、中尾郷字サガリ一一〇（次の図に示す部分に限る。）、一一五の一、一一五の五、一一六、遠目郷字毛首六四の六、坂本郷字カサ子一九〇一、一九〇四、一九〇五、一九〇七から一九一三まで、一九一九から一九二二まで、一九二四、一九二五の一、一九二六、一九二八、一九三四の一、一九四二の一、一九四七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字サガリ一一五の五・一一六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字毛首六四の六（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁及び東彼杵町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十二月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和四十八年十二月五日農林省告示第二千三百五十四号（一に係るものに限る。）、昭和六十三年二月二十七日農林水産省告示第百八十六号（二に係るものに限る。）、昭和六十三年十月十四日農林水産省告示第千六百三十八号（二に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁並びに関係市役所及び東彼杵町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十二月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　広島県庄原市・三次市・安芸高田市・神石郡神石高原町（以上三市一町国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　広島県三次市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健